

218
208

K121.1

90

2

K121.1
90
2

樋口勘次郎
野田瀧三郎
合著

高等修身教科書

教員用
下篇



東京

金港堂書籍株式會社

緒言

從來の教員用書を見るに、教授の方法、教授上の應用等、縷々詳説して、細大漏らす所なく、恰も大人が小兒の手を取りて道を行くが如き感あらしむ。蓋し斯かる編纂法は甚だ親切なるには相違なかるべきも、其の方法の良否に至りては頗る疑問に屬するもの如し。抑、教授は活法なり、時と場合とに應じて、臨機應變の處置なかるべからず、同一の目的を達せんとするに當り、或は甲の手段を採るを便利とすることあるべく、或は乙の手段に依るを得策とすることもあるべし、必ずしも唯一の方法に限るべからざること、猶行政事務は法令の範圍内に於て運用自在ならしむべきが如し。本書の著者等は常に斯かる感想を抱けり。本書の體裁の從來の

ものと異なるは是が爲めのみ。

學校に於て日々教授する種々の事項にして若し箇々分離したるものとせずして、全く一箇の完體たらしめなば、教授の效果實に測り知るべからざるものあらん。此の事、主として實地教授者の務むべきことといふものから、教科書其のものに既に之を企てて以て大體の方針を立つること、豈編纂者の任務にあらずとせんや。

新令の結果、從來の讀書、作文、習字は國語科と云ふ一箇完體に纏められたり。是實に當然のことにて、著者等の夙に唱道したりし所のものなり。此の事以て大いに從來の箇々分離の弊を救済するに足らん、而もこれ尙、國語科一科の上に於てのことのみ。

相互連絡のこと尋常科にありては殊に修身と國語、高等科にありては修身、國語、歴史、地理、理科は一々本書には記載せず。されば教員諸君、實地教授の際能く著者の意のある所を斟酌して、以て其の効果を収められんことを望む。

本書を編纂するに就き、涉獵せし参考書少からざれども、一々之を擧ぐる必要なるべきに依り、之を省けり。唯教授の際最も便益を與へ、而も容易に得らるべきものは其のをりく参考の爲めに示し置けり。

明治三十四年六月

本書の著者等

目錄

第三學年

- 第一課 今上天皇陛下(御文德)
- 第十三課 佐藤信淵先生(五)著述
- 第二三課 徳川光圀卿(二)
- 第十四課 佐藤信淵先生(六)抱負
- 第四課 徳川光圀卿(三)改革
- 第十五課 コロンブス(二)先見
- 第五課 徳川光圀卿(四)儉約
- 第十六課 コロンブス(三)忍耐
- 第六七課 徳川光圀卿(五)
- 第十七課 コロンブス(四)強毅
- 第八課 佐藤信淵先生(一)志を立つ
- 第十八課 コロンブス(四)志を遂ぐ
- 第九課 佐藤信淵先生(二)難苦
- 第十九課 伊藤仁齋先生(一)立志
- 第十課 佐藤信淵先生(三)勉學
- 第二十課 伊藤仁齋先生(二)禮容
- 第十一課 佐藤信淵先生(四)事業
- 第二十一課 伊藤仁齋先生(三)家庭
- 第十二課 公益世務
- 第二十二課 夫婦相和す

- 第二十三課 伊藤仁齋先生(四)成德
- 第二十六課 赤十字社(三)
- 第二十四課 赤十字社(二)
- 第二十七課 公德
- 第二十五課 赤十字社(一)
- 第二十八課 國民の務愛國

第四學年

- 第一課 天皇(憲法)
- 第十課 松平樂翁公(六)尊王
- 第二課 今上天皇后陛下(國母)
- 第十一課 松平樂翁公(七)國防
- 第三課 松平樂翁公(二)切問近思
- 第十二課 伊能忠敬先生(一)勤勉
- 第四課 松平樂翁公(三)克己
- 第十三課 伊能忠敬先生(二)慈惠
- 第五六課 松平樂翁公(三)
- 第十四課 伊能忠敬先生(三)實學
- 第七課 松平樂翁公(四)儉約
- 第十五課 伊能忠敬先生(四)興起
- 第八課 儉約
- 第十六課 伊能忠敬先生(五)晩成
- 第九課 松平樂翁公(五)貯藏
- 第十七課 伊能忠敬先生(六)精微

- 第十八課 伊能忠敬先生(七)熱心) 第二十三課 ワシントン(四)大度)
- 第十九課 冒險と著實なる事業 第二十四、二十五、二十六、二十七課 伊藤圭介先生
- 第二十課 ワシントン(二)家庭) 第二十八課 公益
- 第二十一課 ワシントン(三)謙遜) 第二十九課 國民の道法を守る)
- 第二十二課 ワシントン(三)功業) 第三十課 國民の務納稅兵役

高等修身教科書 教員用卷三

第三學年

第一課

今上天皇陛下(御文徳)

一、陛下が教育の勅語を下させ給ふ前は、我が國の道德日に頽れたるの本ならず、其の守る所も區々にして或は全く西洋の倫理説を主張するものあり、或は儒道を唱導するものあり、識者の竊かに憂ひ居たる所なりしなり。

一、陛下夙に大御心を茲に注がせられ、即ち其の依るべき道を指し示し給ふ。

一、曾て地方長官を宮中に召させられて、辱くも、教育勅語の功果如何との御下問ありき。其の常に教育のことに大御

心を勞せさせ給ふことの一斑を知るべし。

第二、第三課 徳川光圀卿 (三三)

一、卿生れて岐嶷風神俊邁なりき。歳甫めて四歳、群兒と遊戯せられ居けるとき、眞弓山等覺院の僧、之を相して曰く、此の兒相貌非凡、何ぞ之をして城中に居らしめざる」と。

一、小がうといふは石野八兵衛の妻にして、卿の守役なり、男まさりの女にて色いと黒かりしかば、かくいはれたるか。
一、小野角右衛門の諫草、一字一句悉く至誠より發し、今日讀むものをして尙襟を正さしむるに足るものあり。其の二三箇所を示さん。

御前様は御親様の御恩須彌山よりも高く蒼海よりも深く御座候ふ其意趣は御庶子を御家督に御立てなさ

れ候ふ此御恩の所いかなれば御忘れ御身を悪しく御持ちなされ御氣隨に御振舞ひ人の謗りを受け人の口に御付きなされ候ふ……御親様に御歎きを御かけ候ふ事これたゞ事にあらずと存じ候ふあまりの御事に物の所爲にても御座候はんかとあけくれ天道に祈誓仕り候ふ高きも卑しきも親に不孝を仕り親に朝夕物を思はせ候ふは人にてはこれなく候ふ由聖人の詞にて御座候ふ……いかなる御奥意御座候ふて只今の御心立御行儀遊ばされ候ふぞ御智慧御利發すぐれ申し候ふ間定めて御奥意なくては只今の御振舞遊ばさるまじく候ふ畏多き御申上事に候へども御幼少より御奉公仕り候ふしるべに御知らせ下され候はゞ御

恩の上の御恩と存じ奉るべく候ふ主に忠節親に孝行の事論語に一々御座候ふ

大殿様父頼房の事熱海へ御湯治の砌の御異見御側にてさへ感涙を催し候ひつるに其御異見の御しるし夢ほどもこれなく候ふいかやうの御心立にて御親様の御異見御聞きなされず候ふて御身を悪しく御持ち人の批判に御あひなされ候ふか不思議千萬にて御座候ふたとほゞ非義なる事なりとも親の命は背かぬものにて候ふ況んや御金言畢竟御前様をいとほしく御大切に思召し御前様の御身のためになり候ふ理りの御教御諫にて御座候ひつるに御用ひなく御背きなされ候ふこれ唯事にてはあるまじくと存じ奉り候ふて別

して悲しく存じ候ふ畢竟は御身を御忘れなされ候ふ高きも卑しきも身を修め家を整へ候ふこそ元と仕り候ふにいかなれば御身を御忘れなされ候ふ御勿體なく存じ奉り候ふ

一、卿の第三子を以て夙に世子に立たれしは、全く卿の他の兄弟に立ちまさりてすぐれさせたる所あるゆゑなるが、當時の事情の概略を示さん。

父、頼房卿いまだ嗣を定められでありしが、寛永十年將軍家光公頼房に命じて諸子を選ばしめらる、因りて其の傳相中山信吉水戸に至りて諸公子を観る、是に於て諸公子皆修飾して出でて接す、時に卿年甫めて六歳、信吉を呼びて翁と稱し、直に盤上の打鯨うづまひを把りて之を賜ふ、信吉乃ち

卿を抱いて曰く、「これ眞に我が郎君なり。」と、是に於て復命す、因りて卿迎へられて世子となる、即ち、卿六歳の時なり。

一、史記の一節

伯夷叔齊は孤竹君の二子なり、父叔齊を立ててわが後を嗣がしめんと志ししが、父卒するに及びて、叔齊曰く、「兄を越えて弟の立つべき理なし。」と、之を伯夷に譲りぬ。伯夷曰く、「父の志は空しうすべからず。」と、かくて互に相譲りしが、伯夷遂に弟の志の奪ふべからざるをさと、家を捨てて逃れ走りぬ。されど叔齊は尙立つことを諾はず、遂に同じく逃れ去りぬ。國人よりて其の中子を立てたり。

第四課 徳川光圀卿(三)改革

一、殉死のことは上古野見宿禰土偶を作りて其の弊風を改めたりしが、其の後戦國の世となりて、又々此の風行はれ、遂に徳川の世となりてもまだ戦國を去ること遠からずして、ここに其の風習残りしなり。

一、後、家光公天下に令して殉死を禁ぜらる、實に卿之が首倡をなししなり。

一、卿は元祿三年十月隱居して家督を綱條卿に譲られたり、此の時公は詩を作りて綱條卿に與へられぬ。

元祿庚午冬、遁跡東海濱 致仕解印綬 縱作葛天民
盤旋曠漠野 一洗榮辱塵 昔挺首陽薇 今羹吳江蓴
三十有年來 夙志勿欲伸 予去又何處 不知再會期
嗚呼汝欽哉 治國必依仁 禍始自閨門 慎勿亂五倫

朋友盡禮儀 且暮慮忠純 古謂君雖以不君 臣不可不臣

一、これ蓋し卿の遺言としての訓戒たりしなり。卿曾て近臣に話されけるは、世の人末期に臨み、辭世とて詩歌など作る、されど病氣の品によりてはさる事ならぬものあり、我は家督を譲りし時、少將綱條に與へたる詩が辭世なれば、末期には何もいはず心靜に往生を遂ぐべきのみ」と。

第五課 徳川光圀卿(四)儉約

一、卿の節儉は、また賞揚すべき一つの美德なり。曾て令を發して家士を戒めらるるやう、天下國家の主より士庶人に至るまで儉約を第一の徳とす、今や天下久しく治まりて、人々知らずく、奢侈に赴き、衣服、馬鞍、腰刀の類より諸種

の器具、食物に至るまで、美を争うて止まる所なからんとす、此の如くんば久しからずして天下は困窮の巷とならん、舜禹の徳を慕ふまでこそあらざらめ、せめて漢の文帝の節儉を人主は目あてにして身持を謹しむべき事なり、士庶人の狭き家の内にては身程に隨ひて儉約を守りなば親類友達を助け安く子孫に藝術を教ふる事も得べし、但し節儉と吝嗇とは紛るるものなれば、此の間をよくよく辨ふべし、上たる人吝嗇なれば、諸人なつかずして人情を缺く事のみなり。云々、と、其の夫人の如きにも絹布を重ね著ることを許さず、邸内に仕ふる女には、すべて地を曳く衣服を著せざりきとぞ。

第六、第七課 徳川光圀卿(五)(六)仁慈(尊王)

一、卿、元祿三年三月命じて疲瘵殘疾貧困單糶及び八十以上の民を養はしむ。

一、卿、又曾ていはるるに「民にして凍餒するあらば、人牧何の用をかなさん」と、因て豫め雜穀を蓄へられ、歳茲に歎すれば即ち出だして民を賑濟せらる、其の鰥寡孤獨老廢にして告ぐるなきものには歳々雜穀を給與す。

一、元祿四年五月卿、居を久慈郡太田村の西山に卜せられ、榛莽を闢き、巖谷に倚り、垣墻を設けられず、茅屋衡門僅に風日を蔽ひ、日々懷を詩酒に放ち、澹然として自ら樂しまる、自ら西山隱士又は梅里先生と號せらる。

一、卿、最も心を民事に盡くされ、既に老を告げたる後といへども、時々封内を巡行して、民の疾苦を問ひ、冤枉を察せら

る。

一、修史のこと、これ卿をして九鼎大呂よりも重からしむる所以のものなり、唯名君たるは或は鷹山公に於て、或は樂翁公に於て之を見る、而も此の大事業遂に他に之を見ることを得ず。

一、卿、夙に修史の大志を抱かれ、明曆三年二月を以て東京駒込の別邸に修史局を設けて、大日本史の編纂に取りかゝられたり、即ち三十歳の時なり。

一、其の後益其の規模を擴張せられ、遂に寛文十六年(四十五歳の時)小石川の邸内に彰考館といふを新築し、天下知名の學者を集めて館員とせられ、編輯檢討其の體裁筆削の如き、必ず親ら史臣と反覆商議せられたり。

一、大日本史の價值は、今更にことあたらしくいふべくもあらず、中古以後神皇正統記を除きては、國史と名づくべきもの一つもあらざりし有様なりしにあらすや、大義名分の何たるを辨へざりし有様なりしにあらすや。

一、彰考館に於て史上の問題起る毎に、諸學者の議論紛出せしを、卿始終熱心に耳を傾けられ、而して取捨の決斷は一にたゞ正義に因て自ら之を裁し、利害感情のために毫も曲げらるる事なし、其の南朝を正統と定められたる時の如き、諸學者多くは北朝を正統とせんことを主張して曰く、南北朝同じくこれ御嵯峨天皇の御流にして、互に輕重あることなし、されども南朝は不幸にして御血統絶え、北朝永く皇統を傳へさせ給ふなれば、今にして南朝を正統

とするが如きことあらば、天下の人心朝廷を去るに至らん。」と、卿之を駁して曰はく、南北朝の分立は武臣の逆謀に成りたる事にて、兩朝共に輕重なく恩怨なし、南朝の御血統絶えたるがため、北朝其の後をつがせ給ふとすとも、天下の人心これがために朝廷を去る理やあるべき、抑、天祖天照大御神萬世一系の統を垂れ給ひしより、三種の神器の存在を以て天皇の正從を定め來りしこと、安徳天皇の御例に依ても明かなり、されば南北朝合一して、三種の神器北朝に傳はるまでは、南朝を正統と定むること理の當然なれ。」と、されど諸學者なほ了承せずして自己の所信を主張せしに、卿決然として曰はく、われ素より諸子の深學に服す、されど此の事のみは何人の教誨といへども從ふ

こと能はず、天下後世我を逆賊と謗らば謗れ、大義のかゝるところ如何ともしがたし。」と、遂に南朝を正統と定められたり。あはれ光圀の此の一斷無かりせば、世は順逆轉倒して、足利尊氏は忠臣と誤解せられ、楠木正成は永く逆賊の名を負ひたりしならん。思ひやるだに、戦慄すべき事ならずや。

一、卿は元祿十三年十二月六日西山に卒す、時に年七十三、諡して義公といふ。大日本人名辭書、大和田建樹著、水戸黄門参照。

第八課 佐藤信淵先生(志を立つ)

一、佐藤信淵先生は明和六年の出生なり。
一、祖父信景、經國濟民の志あり、元祿年間蝦夷に航行し自ら

開作に従事すること三年、大いに好結果を得たるを以て、蝦夷開拓策を領主に獻じて罪を蒙り、獄に投ぜられたり。一、父信季常に意へらく、陸産の業に於ては父祖以來研究して略、其の大經を盡くせり、海産の事業に至りては世間未だ其の説を見ずと、奮然起ちて諸國を遊歴すること殆と四十年。

第九課 佐藤信淵先生(難苦)

一、信季先生を携へて東蝦夷より西蝦夷、樺太と周歴して、其の開拓法を土人に教へ、且、露人の跋扈を怒り、直に歸りて蝦夷開拓策を執政に上る、時に物議紛々、是非利害を辨晰するものなく、却て無稽の虚談となして、其の罪を鳴し、將に捕吏を使はして之を捕へんとす、是よりさき秋田藩政

の改革意見を上りて、奢侈を禁じ、節儉を修め、農事を勵まし、漁業を盛んにし、文武の道を講じて、富國強兵の大計を陳ぶること既に三回に及ぶ、然れども、之を用ゐること能はずして却て之を惡むこと甚し、然るに今又開拓策を上る。遂に事に及ぶ。

一、信季、先生を連れて脱れ去るや、是より共に奥羽諸州を周歴せんと欲す、新庄の銀山に至りて其の鑛石を検し、烏海、羽黒、月山の諸山を跋渉して、庄内、最上、山形、米澤等の風土人情を視察して、會津に至り、飯豊、磐梯等の諸山に上りて、金石草木を探り、猪苗代の湖水を周りて、火玉峠を踰え、那須高原に出でて、土人に椎茸を作る法を教へ、那須金山に至りて其の鑛石を検し、遂に黒髮山を始め、日光諸地の山

谷を跋渉して、各地の産物を探究し、父祖の門人猿橋氏の邸に留まりて、經濟の學を講じ、貧民救助の法を授け、且、培養、耕種の術を教ふるに百有餘日。

一、其の後信季其の門人の請に依り、足尾銅山に至りて銅より銀を搾取する法を授け、又仁田本村の錫山を開かんと欲し、日夜門人と共に之を試験し、又開鑛の經營に従事す、偶、鑛毒に感じて痢疾を憂ひ、病日に厚し、即ち其の起つべからざるを前知し、懇に先生に遺言して死せり。時に天明四年八月享年六十一、先生は十六歳なり。

第十課 佐藤信淵先生(三)勉學

一、先生江戸に出でて本草學の泰斗、宇田川玄隨の門に入りて蘭學を修め、側ら大槻玄澤、井上潜に就きて尙、蘭學經濟

學を學びたり、父翁の高弟林子平に至りては其の交甚だ厚く、屢相往來して時事を談じ、議論防邊の事に及べば慷慨悲憤、往々徹夜に及ぶことあり。

一、先生常に經國濟民を以て自ら任ぜられ、彼の訓詁奇釋に拘泥して格物致知の工夫を爲す能はざる庸儒を擯斥して、道學の蠹魚とせられたり。

一、常にいはるるやう、天下の實學を修めて天下の實用を爲さずんば、何に依りて天下に立つことを得んや、況んや又天下を立たしむるをや。」と、瘁勵刻苦、不屈不撓、常に常人の堪ふる能はざる艱難を忍び、晷を以て夜に繼ぎ、精究勉學せらるること數年、學術大いに進みたり。

一、其の師玄隨、深く先生を愛し、眷顧頗る厚し、嘗て某侯に語りて曰く、「我が門人に信淵といふものあり、これ實に當世得難き非凡の士にして、後必ず大業を成さん。」と。

第十一課 佐藤信淵先生(四)事業

一、先生其の師玄隨の繼母に事へて甚だ孝なるを、常に目撃していたく感じ、即ち袂然江戸を辭して故郷に歸り、頗る孝養につとめられ、後、母を伴ひて再び江戸に出て醫を業とせられて頗る名あり、されどこれ先生の素志にあらず。

一、此の課最も主眼にして、要は實業の思想を生徒に起さしめて世を濟ふ志を奮起せしむるに在り。

一、されば先生の世に聞えたるは、單に所謂實業のみにあらず、殊に砲術に詳しかりしが、是等はあまり要なければ省く。

一、先生の施されたる事業は、今日益、其の効果あらはれて、人其の利に浴すること多きを知らしめて以て公益の念をおこさしむべし。

第十二課 公益世務

一、官尊民卑といかめしくいふほどにてもなけれど、封建時代の遺風を受けて所謂實業を卑しむ風あり、されば何の爲めに學問するかといへば、官吏と爲らんが爲めとの念を有するが多し、官吏となりて國の爲めに盡す、素より可なり、唯之を尊ぶ極、實業を卑しむに至りては、大いに戒しめざるべからず。

一、既に實業を卑しむからに、一身の爲めに謀るにあらずして、公の爲めに實業に従事すといふことも甚だまれなり。

一、かかる一般の感想にては、我が日本の前途甚だ憂ふべきものあり、著者は即ち此の感想を破り、公益世務に力を盡くさんと奮發せしむるに足る實例を、我が邦に求めんと謀り、茲に信淵先生を挙げたり。

一、職業に高下なきことは十分知らしめざるべからず。

一、而も其の効果の廣く、さてはまた永く及ぶものこそ最も國に對して益あるものなれ。

一、此の主義より先生の事業を批評せしむ。

第十三課 佐藤信淵先生(五)著述

一、先生諸藩に聘せられて其の經國濟民の方法を實地に演ぜしめて、著々其の効果を収む、而も當時藩士一般の局量狭く、到底先生の抱負を悉く行ふべくもあらず、却て不慮

の災害に罹る憂あり、即ち遂に江戸京橋に歸らる。
 一、其の後幕府若年寄堀田攝州侯に召され、自走火船法を諮
 はる、即ち圖書を作りて奉る、又同職植村駿河侯の命に依
 り、井上左大夫の邸に招かれ、自走火船法の祕訣を傳授せ
 り。是より諸藩の士大夫等の他、好事家日々來訪して、門前
 市をなし、先生の名聲都下に喧傳し、毀譽隨つて起る。

一、内室笹原氏、一浪人の身を以て其の名聲の甚だ高きを畏
 れ、或は不測の災害を蒙らんことを慮り、頻に韜晦せんこ
 とを勸む、先生即ち上總國山邊郡大豆谷村に退居せらる、
 文化七年八月のことなり。

第十四課 佐藤信淵先生(抱負)

一、先生の此の抱負は、凡そ事業を成し遂げんものの必ず心

掛くべきことなり、もし我が説にして用ゐらるれば、これ
 上乘なり、用ゐられずといへども人を怨み世を憤るなど
 の事は、これ大志あるものすまじき事なり。

一、貧に處して其の所志を枉げず、貧に樂しむとは此のこと
 なり。(飯村粹著佐藤信淵翁傳參照)

第十五課 コロンブス(先見)

一、此の課も亦前課と關係して、其の説當時の人の耳を傾く
 る所とならざりしも、敢て初志をまぐることなく、遂に一
 大發見を成し遂げたることを知らしめんとてなり。

一、アメリカ發見の大偉業は、素よりコロンブスに歸すべき
 ものたること明かなれども、氏をしてかかる考を起すに
 至らしめたる動機となれる先達あり、即ちポルトガル王

顯理、是なり。

一、顯理は曾てムア遠征として父に伴はれて、アフリカに航せしことありしが、シユタにてギニアの海岸、併に從來歐羅巴人の未だ知らざる内地の様を耳にし、私に思へらく、「アフリカの西海岸を航せんには、必ず土地を發見することを得べけん。」と、本國に歸りてより此の思想は日々に強くなりまされり。政を視るを懶しとて、セント、ピンセント岬のほとりなるアルガルブに退きて、偏に大洋に關する思想を練りつゝ、有名なる學者等を近く膝下に招きて、航海術に關する知識研究を以て日を送りぬ。顯理は數學の材に長じ、又天文學を學びて堪能なる稱ありき。かくて顯理は古人の書を読み、アフリカ回航の企て能は

ざる事業にあらざる數多の證據を得たり。

顯理の雄圖はアフリカを回航し、通商貿易の爲めに直接にして且つ容易なる道路を開き、以て本國の繁榮を計るにありき。然りと雖も顯理の雄心は、當代の思想に一步を進めたるもの、頑冥と偏執とを排し、堅忍不拔にして千百の艱難を恐れざるものなり。當時大西洋上の航海尙、甚だ幼稚にして航海業者は渺茫たる海洋の限なきを恐れ、沖遠く漕ぎ行かんには遂に歸ること能はざるに至らんと思へり。されば當時の人民は、バルバリ海岸を回航しつゝ若し少しくシブラルタル海峽を越えて航することあらんには驚くべき遠征をなしたるものと思へり、ノン岬は久しく彼等が冒險の限界なりき。彼等は若し此の岬を

回航したらんには奇巖を嚙む海波の爲めに洗はれて、遠く洋中に流されむことを恐れたり。是等空漠たる憂懼の外、當時人民の腦中には一の怪しき哲學的思想こそありけれ。彼等は尙一般に以爲へらく地球は其の赤道に於て熱帯といふを以て卷かれ、此處を超越る時は太陽は其の直立的赫耀たる光線を垂れんと、彼等はホヂャドル岬を行くべき限と思ひ、若しこれを疑ひ航するものあらば、其の人は決して歸ること能はざることを迷信したり、彼等は澎湃たる海洋の怒濤を恐るること甚しく、遠く洋中に漕ぎ行くときは燃ゆるが如き熱帯地方ありて、それが海岸にうち寄する波は、劇しき日光熱の爲めに悉く熱湯となることを想像せり。

顯理王は、是等の誤謬を解き、其の雄圖に適ひたる航海業を發達せさせんが爲めに、一の航海學校を興せり。又、サグレスに於て一の觀測所を建てたり、而して航海學に就て最も堪能の聞えある諸學者を四方より聘し、マルドルカのゼトムスといふ令聞高く學術共に秀でたるものを其の校長に任じぬ。

顯理が經營せる効果は、直ちに現はれぬ。凡そ地理學航海學に關する知識は、打して一團とせられ、整然として秩序ある一の學問とはなりぬ。大なる改善は地圖の上に加へられたり、羅針盤は特に葡萄牙人の中に一般に用ゐられ、其の結果は航海者をして風ある日をも波ある夜をも恐れず、膽太く險を冒して海上を縦横するに至らしめたり。

顯理王の雄圖に勵まされて、葡萄牙の船舶は其の堅忍不拔なると、其の發見の範圍の大なるに於て、其の名を世に轟すに至りぬ。今やボヂャトル岬は周航せられたり、熱帯地方は探險せられて、其の杞憂はたちどころにして止みぬ。ブランコ岬よりベルト岬に至るアフリカ海岸の大部分、及びアツラ群島の如き大陸を去ること五百哩なる地方も、既に世人の知るところとなれり。顯理は其の希望するところの大目的を達すること能はずして千四百七十三年十一月永眠す。

第十六課 コロンブス(二) 忍耐

一、コロンブスの西班牙に至るや、人多く氏の言に耳をかさず、歴史家オビードーによれば、氏は到る所に擯斥せられ

たり、何となれば此の一介の外國人は身を纏ふに粗惡なる衣を以てし、其の大臣官吏を訪ふに單に一箇フランシスコの僧侶の紹介状を有するのみなればなり、而して其のフランシスコの僧侶は久しく政府の爲めに忘れられたる人なりき。

一、其の後、氏はトレドの大僧正マンドザの知遇を得たり、是に於て氏の企圖は、牧師會議の議題となりたり、而るに其の議員は凡て皆此の企圖を以て、單に夢想とするのみならず、又宗教を蔑視するものなりとしたり。

一、氏のフェエエルヂナンド及びイサベラに迎へられしは千四百九十二年なり。

一、政府に於て開議して氏の願を許すべからざるものと決

したり。氏は、乃ち佛國政府に至り、其の所信を達せんと半は失望しつゝ、半は尙、一縷の望を抱きつゝ、西班牙を辭し、コルドバに向つて出立せり、偉大の企圖を抱きてより、星霜を経ること茲に十八年。

一、されどイサベラは此の大豪傑を失はんこといかにも残念なりとして、再び氏を途中より呼びかへして遂に氏の願を許したり。これ千四百九十二年四月十七日の事なり。一、年來の所志を達したる氏の喜びいかばかりぞや、しかも尙これ僅に其の端を開きしのみ、これより更に一層の困難に遭遇し、而して之に打ち勝たざるべからず、事業の容易ならざることを見るべし。

一、忍耐の念を生徒に吹き込むには最も適當なる實例なり。

第十七課 コロンブス(三)(強毅)

一、當時のコロンブスの苦心の状を同感せしむべし。

一方にはまだ其の目的とせる陸地見えず、而も一方には己の周圍には道理を解せざる無智の水夫のさわぎ立つあり、此の間に處して而も其の初一念を終に遂げ得たるもの、偉人にあらずして何ぞや。

第十八課 コロンブス(四)(志を遂ぐ)

一、氏の初めて到著せしは即ち今の所謂西印度群島なりしなり。これを西印度といふは、全く氏の當時の誤解より出でたることにて、蓋し氏は此の地方を以て印度の西と考へたりしなり。

一、氏は第一回の探險を以て満足せず、前後四回の探險を試

み、遂に千五百六年七十歳にて死したり。
 一、氏の一生は實に困難に對する戦争を以て殆ど其の全部を蔽はれたり。

一、其の名聲は而も後世に残りて遂に朽ちざるべし。

第十九課 伊藤仁齋先生(一)立志

一、伊藤仁齋先生は寛永丁卯京都に生れたり。

幼にして深沈戲遊を好まれず、十一歳の時始めて大學の治國平天下の章を読み、嘆じて曰く、「今世亦之を知るものあるか」と、これより師に就きて學ばる。

一、十九歳にして李延平問答を讀む、反覆輟まず、紙爲めに爛敗す、是より意を性理の學に用ゐられたり。

先生の母膈臆を患ふること三年、先生奉養具さに至り、未

だ一日も懈惰せられず。肥後侯禮を厚うして招けども辭するに侍養人なきを以て應ぜられず。

第二十課 伊藤仁齋先生(二)禮容

一、此の事、後徳大寺公の邸内にての事なり。公深く學を好まれ、毎に諸儒を會して相論難せしめられたり。

一、大高坂芝山と號す、適從錄を著はして先生の學を排撃せしなり。

第二十一課 伊藤仁齋先生(三)家庭

一、先生五子あり、長は長胤、次は長英、次は長衡、次は長準、次は長堅、各、儒學を以て顯はる。而して長胤、長堅殊に秀でたり、時人相呼びて曰く、「堀川五藏首尾最も良し」と。

第二十二課 夫婦相和す

一、勅語に「夫婦相和シ」と宣はせ給へり。

一、夫婦相和すと和せざるとは一家の盛衰に關係あるのみならず、施いて一國盛衰に關係す。

一、夫婦相和せんとは、夫と婦と共に相愼しまざるべからず。夫たるもの婦をのみ攻めて、己の品行を顧みざるが如きことあるべからず。

一、女は天性かよわきものなれば、婦たるものは夫に従順にして、其の保護を受くべきこと勿論なり。

第二十三課 伊藤仁齋先生(四)(成徳)

一、先生人となり寛厚和緩疾言遽色せず、人に接するに城府を設けず、邊幅を修めず、一に誠を以てせらる、而して其の大義の關する所に及びては、之を誘ふに百石を以てすと

いへども奪ふべからず、故を以て徳聲日に隆し、四方の士京を過ぐるもの、學ぶと學ばざるとを問はず、一たび其の面に接し、其の講を聽くを願はざるなし、刺を投じて來謁するもの無慮三千餘人、唯、飛驒、佐渡、壹岐の人、門に及ばざるのみ。

一、一日大石良雄來りて其の講に侍り睡りて聽かず、衆皆微笑す、先生いはく「汝等妄に笑ふなかれ、予を以て觀るに彼庸器にあらず必ずよく大事に堪へん」と、後果して然り。

一、先生平生門人に勸むるに、道術に明に、治故に達し、有用の材たるべきを以てし、空文に馳せ、記誦に流るるを戒しめらる。

一、盜賊を勸化せしこと、中江藤樹先生と比較せしむ。

第二十四課 赤十字社 (二)

- 一、赤十字社の趣旨を充分知らしむべし。
- 一、クリミア戦争は一八五四——一八五六。
- 一、ナイチンゲール嬢は一八二〇年に生る、一八四四年病院を視察せんとして全歐洲を旅行し、且つ親らカイゼルスウルト及び巴里にて看護婦の教育を受けたり。(一八五一)
- 一、クリミア戦争起るや、嬢はスカタリへ療養院を建てん目的にて三十四人の看護婦を従へて出發せり。
- 一、嬢は到着するや直ちに續々として負傷者をもちこまれ、やがて一萬の病人を嬢が引き受くることとなれり。

第二十五課 赤十字社 (三)

- 一、塙國と佛國との戦争は、以太利に於ける勢力擴張の衝突

より起りしことなり。これは千八百五十年五月に開戦し、十一月に和議ありたり。

- 一、最も劇戦は六月二十四日ソルフエリノの戦なりとす。

一、萬國赤十字社の結社は一八六四年八月二十一日にシエネーブにて條約出來たるなり。

當時締盟せし赤十字社の條約の要項は、左の如し。

- 一、戦争に關する患者の置かれたる病院、並に之に附屬する器具は總て中立の事。
- 一、戦時病院の醫師及び諸掛員は中立の事。
- 一、戦時病院の地は、たとひ敵の占領地となるとも同じく中立の事。
- 一、戦時病院に患者充滿し、たとひ其の患者を他の人家

へ移すことありとも、其の人家は中立の事。

一、戦時病院へ入院の患者全癒の後は直ちに本國に歸らしめ、其の戦争中は再び戦場に出でしめざることを承認すること。

一、戦時病院及び運搬車には國旗の外に白地に赤き十字の印ある旗を用ゐ、掛員は腕に同様の印を附くる事。

一、其の後歐洲には普佛戦争ありしが、此の時にはよく此の赤十字社の主意行はれたり。

一、赤十字社の旗章のこと。其の十字なるを見て耶蘇教と關係あるが如く誤解するものあれば、よく其の由來を教ふべきことなり。

第二十六課 赤十字社 (三)

一、萬國赤十字社に加盟するには、一定の資格あるべしとのこと、即ち其の國が果してよく戦争に於て博愛の趣旨を實行したりとの實例を有せざるべからず。

故に萬國赤十字同盟國は、既に名譽のことにて野蠻慘酷の域を脱せりとの證據たり。

一、日清戦争に於ける我が赤十字社の事業は、十分之を知らしめざるべからず。

第二十七課 公德

一、公德のことは度々いひしが如く、我が日本人一般に缺けたりとの事なれば、種々の方面より其の必要を説き込まんことを要す。

一、責任の明かなるときのみ行爲を慎しみて、其の明かならざる時には全く其の行爲を慎しまざるは、卑劣不健義の行なり。

第二十八課 國民の務(愛國)

一、生徒をして世々の天皇の臣民を惠み賜ひし實例を挙げしむべし。
一、支那の國體などと比較せしむべし。
一、生徒をして先祖の君に對し國に對して力を盡しし實例を挙げしむべし。

等高修身教科書 教員用卷三終

等高修身教科書 教員用卷四

第四學年

第一課 天皇(憲法)

一、前々より今上天皇陛下の御盛徳の一斑を記し奉りしが、今此の課に於ては法律の上より天皇の權義を知らしめんとするにあり。

第二課 今上皇后陛下(國母)

一、皇后陛下の色々な徳を具へさせられたることに注意すべし。

第三課 松平樂翁公(一)切問近思

一、公の生れたるは寶曆八年十二月なり。

第一課 天皇(憲法) 第二課 今上皇后陛下(國母)
第三課 松平樂翁公(一)切問近思

一家を成し名を表はす人は、皆大抵幼少の時には勉強せる事實をよく知らしむべし。

一、新井白石先生、渡邊華山先生其の他と比較。

一、自教鑑はいかなる事を記したる書なりけん、今其の書存せざれば知るに由なし。

第四課 松平樂翁公(二)克己

一、語に曰く、己に克つは敵に捷つよりも難し、之に克つものこそ眞の勇といふべけれ。」と。

一、公は元來身體健かならざりしが、常におもへらく、予幼きより多病なれば壽を保たんこと覺束なし、大丈夫生を此の世に享けし上は、よしや蒲柳の質とはいへ、碌々として瓦礫とともに碎け、草木と共に朽ちなんこと口惜し、責め

ては予が生涯に成さんと思ふことを筆にだに残して、家庭の訓ともせんとて、乃ち病間に筆を執り、或は侍臣に口授して筆記せしめ、國本論・修身錄・政事錄などの治書を著はされたり。

一、公は而も其の虚弱なるを憂へられ、攝生少しも怠られざりしより思ひのほか、に年壽を保たれき。されど尙小心翼翼として少しも養生の規律を紊されず、侍臣に向ひて、予幸にして稍健かになりたれど、人生五十は到底望むべからず、蓋し四十よりは長かるまじきか、されば其の以前に人のなすほどのことは成し畢へて、人間の本分を盡くしたし。」と。

一、此の課貝原益軒先生と比較。

第五、第六課 松平樂翁公(三三四)

一、養父定邦が中風を惱むに及び、公の侍養の至れり盡くせりしこと、筆紙に記し難し、病や、快くして登城するときには、公は其の手を執りて扶けながら諸侯、諸役人の威儀を正して列座せる中を歩ませたり。

一、何れの年なりけん、八朔の賀儀に、例の如く扶けて出仕あり、退出の期に及びて、供のもの草履を見失ひ、周章狼狽す、定邦また茫然として停みしに、定信はやがて懷より新なる草履を取り出でて、父に進められたり。蓋しかかるときは、料にとて豫め貯へられしなるべし。其の孝養と用意の周密なることと、概ねかくの如し。

一、公の夫人の逝去は天明元年十一月のことなり。其の病中

公の看護の親切なりしこと、見る人感ぜぬはなく、夫人も深く喜びぬ。終焉のとき公が勇に過ぎざる事など懇に諒めければ、其の二十三回忌といふに、公は、
としへてもいかで忘れんくみみてし

野中の水の深き心を

といふを詠みて手向けられたり。

第七課 松平樂翁公(四)(儉約)

一、公の覺悟のいかに確固たるかを見よ。凶年に封を襲ぎ、却りて之を好機會なりといふ、卿の人物ここに於て見るを得べし。

一、豊凶を以てこれ必然起るべき自然の道理とし、凶に臨みて徒に狼狽せざらんが爲めに、豫め其の用意をなす、これ

唯に農事の事のみならんや。凡そ世わたりのこと皆之を以て規矩とすべし、所謂ころばぬさきの杖なり。

一、公の白川藩に施しし改革の主義精神は、後年幕府の大老として施しし改革の主義精神と少しも異なるなし、即ち後の寛政の政治は、前に白河の領地を治めし所以のものを廣潤なる範圍の内に施ししなり。

一、當時の人々の經濟につきて有する考案は、大抵皆消極的にして、新に業を興し、さては新稅源を見出すなどのことはせざりき。故に勤儉を以て唯一の方策とせしこと素より其の所なり、今日の經濟思想を以て直ちに此の政策を是非すべきにあらず。

一、公はまづ領民の飢餓に瀕するものを救はせられんとて

諸重臣と評議する所あり。急に雜穀乾魚などを盛んに江戸より回送して貧民に頒ち與へたり。

一、公はまた阿武隈川の堤防低く、水漲れば則ち溢るるを以て、貧民を驅りて土砂・木石などを運ばしめ、之を修繕せしめたり。是、濫りに施して却りて懶惰の徒を増さんことを恐れ、工事を興して救恤の意を寓せられしなり。

一、公の白川へ下られしは天明四年六月のことなり。

第八課 儉約

一、我が國の人は金錢に淡泊なりといひて、あまり金錢の事を口に出していふを賤しむ風あり。此はさして彼はいふことにあらず、唯之を以て勤儉貯蓄の事を忘るべからず。一、ことに東京の人達は、「よひごしの錢を持たぬ」など、いひて

却りてこれをほこる風あり、こはあやまれることなり。
 一、儉約して之を貯蓄するは即ち人に厄介をかけず、よく一身を自ら治め行かんが爲めなり。

一、貯金の必要を説く。

一、儉約と吝嗇とは十分區別せんことを要す。

第九課 松平樂翁公(五)貯藏

一、公の老中に任せられしは天明七年六月のことにて、三十歳の時なりき。

一、當時幕府の有様は實に暗黒にして、先代家治公の時代には執政田沼意次權威を弄し、如何なる奸曲も田沼に贈りものせば行はれざるはなく、如何なる公直も之なければ遂げ得ざりしなり、諸役人皆諂媚媚附を事とし、賄賂の盛

んなること此の時より甚しきはなし、されば意次の老中となりし年即ち明和九年は「めいわく」の年なりなどいふ評判ありし程なり。

一、身を以て天下を率ゐんと公の覺悟、よく味ふべし。公毎日の登城に、時はあたかも夏なりければ、晒しの染帷子に津縵子の肩衣を著け、松枝平の袴を穿たれたり、之を見ては同僚の人々も自ら慚づるところありて質素の服を用ゐるに至れり、是に於て更に同僚と申し合せ、規則を立てて嚴重に贈答、衣服などのことを誡め、次で萬石以下の士人に百事省略すべしと令し、其の制限を定められたり。
 一、令出でて未だ幾日もあらざるに、某諸侯公に百金の臺の物を贈りしかば、公は更に百五十金のものを之に酬いて

諷意を寓せられたり、當時は賄賂既に積弊となりて、人之を怪しまず、故に公の痛く之を禁ずるを見て、これも體面を粧へるのみ、忍びやかに贈らんには受けざる事やあるとて、さまざまに工夫を凝して物を贈りしかど、公は清廉水の如く盡く之を謝絶せられしかば、諸侯の間の贈遺賄賂一時大いに減じたり。

一、儲蓄米の令を出ししは寛政二年九月のことなり。

第十課 松平樂翁公(六) (尊王)

一、京都の大火は天明八年の正月晦日のことにて、民家の延焼せしもの殆と二十萬に近く、死するもの夥しかりき。

一、新内裏及び新仙洞の落成は寛政二年の秋にて、其の冬、主上、上皇共に還幸あり、共に宏壯輪奐また昔日の比にあらず、主上、上皇女院皆大いに喜ばせ給ひ、各眞の太刀、朗詠集などを公に下し賜ひぬ。

一、主上より特に將軍に下し給ひし宸翰の御製の詩は、

遙慕周文圃	不羨漢武臺	舊章一是率	新築本非催
百工忽告竣	整駕自東回	拭目向城雉	城雉亦美哉
兩殿應規矩	四門總崔嵬	燕雀繞檐集	櫻橘接階栽
豈其爲逸豫	講禮共徘徊	季佩群僚會	將幣九州來
素心既已足	起臥感鹽梅	欣然詩思動	乙夜薄言裁
一、上皇も亦御歌を賜ひぬ。			

とのつくりみがきたてたる嬉しさの

こゝろを見するやまとことの葉

第十一課 松平樂翁公(七) (國防)

一、公の慧敏なる夙に意を留めて蘭人のいふ所を聞かれ、海
外の形勢の大きい昔に變はれるを知られたり。

一、當時上下の人々皆公の心を以て心としたらましかば、嘉
永六年に亞米利加の軍艦が突然黒烟を吐いて、江戸海に
入り來りしとも、いかでかさまでは驚きたらん、先見ある
ものの説は行はれ難く、姑息を希ふもの常に事に逢ひて
始めて狼狽す、惜いかな。(三)上參次著白河樂翁公と徳川時
代及び樂翁公遺書參照

第十二課 伊能忠敬先生(二)勤勉

一、先生の事業は、はでにあらずしてぢみなり、人多く之を知
らず、而も先生の一生を見るに勤勉熱心、實に懦夫をして
たたしむるものあり。

一、先生は延享二年正月に生まる。

一、先生は算數曆術の學を嗜み、且能くすべき資を抱きなが
ら、枉げてよく義につき、伊能氏を嗣ぎたる上は伊能氏を
榮えしむべし。とて、よく三十餘年間勤め勵みたるは、其の
心ざまのすなほなる感ずるにあまりあり。

一、而も五十歳にして家を其の子景敬に譲られて、今は家事
に累なしとて直ちに年來の所志を貫かんがために、江戸
に出でらる、其の行の圓滿にしてまた熱心なる感ずるに
あまりあり。

されば先生は、たとひ後年未曾有の大業をなし遂げたる
功績なしとすとも、また實に美德を具へられたる人にて
人の模範となるに足る。

第十三課 伊能忠敬先生(三)慈惠

一、先生の名主役を命ぜられしは天明元年八月のことにて、其の三年秋九月、姓氏を稱し、帶刀することを許され、同じく四年の八月、村長を命ぜられしなり。

第十四課 伊能忠敬先生(三)實學

一、東岡は大阪御城番同心高橋元亮といふ人の子なり、麻田剛立につきて公務の暇、天文學を受け、嶄然として頭角を同人間にあらはし、終に剛立の推す所となりて、寛政七年召し出され、新に百俵を賜はる身となりたり。

一、麻田剛立は豊後杵築の人なり、醫家に生まれしが、幼より天象を視ることを好み、切に之が研究に従事して大いに得る所あり、遂に藩を脱して大阪に來り、益、星學の研究に

力を用ゐたり。斯くの如くにして剛立の苦心空しからず、同時代の學術界には甚だ卓絶したる學說と技倆とを有するに至れり。

一、故に伊能先生の學系は、遠く剛立より出でたるものなり。
一、東岡の江戸に來れるは、曆を正すが爲めにして、幕府も遂に東岡が學術の精確頼むべきを知りしかば、東岡を曆官としたるなり。東岡は是に於て刻苦考定して、新曆を製し、之を幕府に上りぬ。幕府は之を天下に頒てり。
此の間に東岡また曆說二十餘卷を著しきといふ。

第十五課 伊能忠敬先生(四)興起

一、伊能先生の曆局と、深川の自宅とに於ける差異を見出ししは、實に其の觀察の精密なるが爲めにして、また以て先

生の心掛の如何を知るに足れり。

一、幕府にて我が邦の地圖を製せしは、正保年間及び元祿年間の兩度にして、兩度とも村郷里程に至るまで記せる稍精細なる圖を製せしとはいへ、皆是眼見足踐によりて製せしものにして、眞の測量の術によりて確實に製せしものならねば、實に信憑するに足るものにあらず、圖といへば即ち圖なるも經緯度だに無き漠然たるものにして、旅客の見覺書兒童の想像畫ともいはばいふべきものなり。

一、されば先生の實測を敢てせんとの言は、直ちに幕府の識者の採用する所となりたり。

第十六課 伊能忠敬先生(五) (晩成)

一、蝦夷地のこと、佐藤信淵と比較。

一、今日の北海道と比較。

一、先生の勉強の状を詳に語り、而も既に五十五の老人たるに説き及ぼして、大いに感奮の志をおこさしむ。

第十七課 伊能忠敬先生(六) (精微)

一、先生の實測圖と在來の地圖とを比較せば、如何なる鈍眼も其の精麤の差の甚しきに驚くべし。されば之を見たる幕吏の歎稱は決して尠少なざりしならむ。歎美の次に來るべき慾望は、必然の勢として猶其の實測の及ばざる所に實測を試みて、而して其の實測圖を成さんことを求めたるべし。

一、享和元年には伊豆・相模・安房・上總・下總・常陸・陸奥の沿海各地の實測を命ぜられ、即ち測量を果したり。

- 一、翌二年又直ちに陸奥津輕領三厩より出羽、越後高田領今町まで實測の命を受けたり。
- 一、同三年には駿河・遠江・三河・尾張・美濃・近江・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡を測量せられたり。
- 一、文化二年先生年六十一、西海・南海兩道測量の命を受けたり、即ち喜び勇みて出發し、これ亦程なく其の實測圖成れり。
- 一、文化十二年また伊豆七島及び箱根の湖測量の命を受け、これまた成功せり。時に先生年七十一。
- 一、文化十四年江戸市中細測の命下り、其の年八月細測圖を成し、更に又日本沿海全圖及び度數譜行程記を編成せられ、ここに於て事全く成就し、我が邦初めて眞の地圖を有するに至れり。

- 一、先生初め蝦夷地測量に従事せられてより、前後十八年、志漸く酬ひて文政元年四月十三日七十四歳にて長逝せられたり。
- 一、外人の無禮なる、其の國のいまだ精密なる地圖を有せざるを口實として、恣に他國の測量を爲すことあり、而も我が邦の此の無禮を免れたるもの全く先生の功といふべし。
- 一、英國軍艦のこのことは萬延年間のことなり。
- 一、先生の追賞のことは、明治十六年一月地學協會を頭北白川宮殿下の推す所となりて、太政官に上申し、裁可あらせられたるなり。匹夫にして親王の推す所となる、榮も亦大

なり。

第十八課 伊能忠敬先生(七)(熱心)

一、此は逸事とも見るべきものなるが、先生の事業に熱心なる様の一端を知るに足るべし。

一、又、一方よりは實地測量のいかに困難なりしかを見るべし。幸田成行著伊能忠敬参照

第十九課 冒険と著實なる事業

一、此の課は少年活氣の溢れて常道を失することを戒しめたるなり。

一、冒険は或は意外の成效を成し、且、其の事蹟花々しくて人の氣を惹くものなれど、元來は投機、さはものの性質を帯びて必成の道にあらず、且、花やかなれども實なし。

第二十課 ワシントン(二)(家庭)

一、ワシントン家の祖先は英國に出づ、其の北米へ移住せしは千六百年代に在り。

一、ジョージ・ワシントン氏は千七百三十二年二月二十二日の出生にて、父をオーガスタン、母をアリーボールといふ。

一、氏は幼時勉強家なりしが、又活潑なる遊戯を好みたり。

一、氏は學課の外おのれの言行を省みる手段として、言行規律といふを作りたり。こは百十條よりなる、今其の二三を左に示して其の一端を知らしめん。

第二條 他人の面前にて鼻聲にて歌ひ、手足を以て調子を取るは甚だ不敬なり。

第十二條 多忙なる人に談話する節は、成るべく言語

を單簡明瞭にするを要す。

第二十九條 博識なる人士の前にて些細なることを喋々すべからず、無學なる人の前にて重大なる問題を話し、一寸信ぜられざる高妙の話は避くるを善しとす。

第四十條 話す前に、其のことを話してよきか悪しきかを考へよ。明瞭に發音し徐々と順序を立て分る様には話すは、巧なる話手なり。

第五十七條 言行は常に其の良心に恥ぢざらんことを要す。

一、偉人の事蹟を見るに、大抵其の家庭よく治まれり、殊に其の母の賢夫人たること殆ど例外なきが如し。

一、櫻樹のこと、これ最も人口に膾炙せること、而も最も道德

上の好模範たり。まこと、「うそをいはぬ、これ豈に千歳不磨の人道にあらずや。よく生徒に覺悟せしめんことを要す。

第二十一課 ワシントン(三) 謙遜

一、英佛二國の戦争は、初め本國に起りしものにて、事は全くアメリカ殖民に關する兩者の衝突にあり。

一、此の戦争は前後三回にて千六百八十九年に第一回戦争初まり、千七百四十八年に三回戦争終る。

一、然るに其の後三年にして英佛兩殖民地に境界の問題よりして葛藤を生じ、佛人は土蕃を煽動して國境を侵し人心穩ならず、今にも戦争の始らんとする形勢なりしかば、英領殖民地は盛んに民兵を募集したり、氏即ち身を陸軍

に投じ、一區を督すべき命令を受けたり。
 一、かくて戦争は終に千七百五十四年に起り、氏は中佐に進みて副將となれり。

一、此の戦争は千七百五十九年九月に終局し、終に英國の勝利に歸し、かくて英國はフロリダの地を西班牙より、「ミシシッピ」以東の地を佛國より得たり。而してワシントン氏の功最も多きに居る。

第二十二課　ワシントン(三)功業

一、殖民地人民の最も不法とせる英本國の命令は、英本國政府は辭を英佛殖民地戦亂にかりて曰く、「此の戦争は國庫金を消費せしこと甚だ大なり、而して此の経費は殖民地の安寧、利益を保護せんが爲めに費されたるものなるを

以て、之を償はんが爲めに、殖民地は適當なる租税を拂はざるべからず。」といふにありて、バトリック、ヘンリーは輿論に訴へて大いに之を攻撃したり。

一、英本國は之を以て憂ふるに足らずとなし、印紙條令を發して、凡ての物品は規定の印紙を貼用せざるべからずとなし、之を以て國債の消却に當てんとせり、此の條例は端なくも殖民地人士の斷乎たる抵抗心を引き起し、誓つて此の印紙を貼用せざることを約せり、バトリック、ヘンリー當時演説して曰く、「吾に自由を與へよ、然らずんば死を與へよ。」と。

一、英本國は此の激昂を聞きてさすがに實施し難しとや思ひけん、此の條例を廢し、更に茶、玻璃、紙等の日用品に課税

する新法令を布きたり。されど殖民地人民は激昂に激昂を加へ、英國議院は課税の権利なし、不法の課税は服従の義務なし。とて、斷乎として抵抗の決心をなし、誓つて英本國の製造品を使用することを禁ぜり。是に於て英本國は遂に最後の手段に訴へざるべからず。

一、戦争は終に千七百七十五年四月十九日に開かれたり。

一、ワシントン氏は殖民地軍の總督に任せられたり、此の命令殖民地議會議長より傳へらるるや、氏は再三之を辭すれども許されず、遂に止むを得ずして諾して曰く、

余今此の命令に接して頗る身の光榮を謝せずんばあらず、然れども退て吾が職責の大なるを思ひ、吾が能力と兵學上の智識如何とを顧みては、深く自ら慚愧に堪

へざるなり、今や國家危急存亡の秋なり、議會は既に余を信任して委ぬるに此の重大なる責任を以てせらる、不肖當に粉骨齏身此の職責に仆れて後已まん。

一、總督としての氏の苦心計營實に名狀すべからざるものあり、蓋し一方に於ては、殖民地議會議事務いまだ整頓せず、軍事上の必須品供給の道未だ圓滑ならず、一方に於ては自由の思想に富み、多くは軍隊の和しみを知らざる民兵なれば、嚴格なる軍隊的の規律に服せしむること頗る難し、之を以て供給十分にして而も永く兵士として訓練せられたる英兵に向ふ、到底常人のよくする所にあらず。一、かくて千七百八十三年十一月二十五日平和と獨立とを得るに至れり。

一、人情の弱點として戦争中は、軍隊を尊敬すること非常なれども、既に戦争局を結び、また軍隊の必要を感じざる今日に至りては、軍隊昨日の勞苦は既に忘れたるが如く、議會は軍隊の行賞論功を放擲したりしかば、將士は皆之を怒り、不平の聲勃然として起り、總督ワシントンに迫りて宜しく聯邦議會を彈劾すべしと訴へたり。されど氏は毅然として之を拒絶し、且謂つて曰く、

軍隊は國民の自由の爲めに戦ふものなり、而して國民の自由は己を代表せる議會の命ずる範圍内を脱することを允さず、故に軍隊は議會の命令に服従せざるべからず。

一、將士益、激し此の如くんば國會又何をか爲さん、宜しく之

を破壊すべし、出來得べくばワシントンを擁して兵を擧げ、議會を顛覆して、氏を帝位に就けんと逸るものあり。

一、氏即ち將士を集め、大義名分を説き、涙を揮つて之を諭して曰く、

嗚呼、吾が一身の幸福と生命とを擲ちて、奮闘せし所以のものは果して何が爲めなりしぞ、唯、吾等殖民地人士の自由を得んが爲めなりしにあらずや、然るに今や僅かのことに激して、得られたる其の自由を復び奪はんとす、何ぞ無節操なるの甚だしきや、何ぞ無慈悲なるの甚だしきや、嗚呼、吾等が兄弟妻子離散の苦を忍び、其の肉と血とを以て購ひ得たる自由の美花漸く開かんとす、今にして其の節操を破るが如きものあらば、吾が神

聖なる軍隊は断じて其の敵とならん。

其の心情の高潔なる歎美するに餘りあり。

一、氏の天統領受任式は、實に千七百八十九年四月三十日なりき。かくて八年間全く合衆國の爲めといふ至誠を以て、其の職につとめ、千七百九十三年九月其の職を退きたり。一、千七百九十九年十二月十四日氏は永眠せり、時に年六十八。

第二十三課 ワシントン(四)大度

一、ワシントンの生涯を見るに、實に正義を以て一貫せり。かの幼時父を欺かざりし心は、氏の最後まで變ずることなかりしなり。所謂「三つ子の魂百まで」なりしなり。一、世には英雄其の人に乏しからず、而も名譽心に満ち、野心

に富み、一箇人としては到底人の模範たるに足らざるが多かり、獨り氏は「正義は最上の政略なり」として、かの往々大政治家の用ゐる姦詭隠謀を全く却けたり。

第二十四、二十五、二十六、二十七課

伊藤圭介先生

一、修身上の模範を古人にのみ採るは、寧ろ偏したりとせん、而も今人に於て之を求む、甚だ得易からず、蓋し長所と共に短所も覓められ易きを以ての故か。一、之を求めて今、伊藤先生一人を得たり。先生身を全く學術研究に委して、また俗事に關せず、而もよく名聲を世界に轟かして學界に重きをなす、誠に學生の好模範たり。

第二十八課 公益

一、人々よく自己の職業を務め勵むときは、即ちまた世の爲めになるわけなれど、こは間接のことに屬す。

一、此の外によく公共といふことの念を與へて、其の利害に心を用ゐしめざるべからず。

一、公共心は兒童よりよく其の腦中へ刻みおかんことを要す。

第二十九課 國民の道(法を守る)

一、帝國憲法のいかに大切なるかを十分知らしめざるべからず。

一、知らずして、法を犯すも其の罪は決して免るべからず、されば國民は國法の大要を知るを要す。

第三十課 國民の務(納税・兵役)

一、納税・兵役は國民の二大義務たり。

一、國の進歩につれて國民の負擔の増加するは自然の數なり。

一、兵役に服するは國民としての名譽にて、又其の權利なり、重罪に處せられたるものは、此の權利を失ふものなり。

高等修身教科書 教員用卷四終

1121.1

明治三十四年六月十六日印刷
同 三十四年六月二十日發行

高等修身教科書教員用
全二冊定價各金參拾錢

著 者 樋 口 勘 次 郎

著 者 野 田 瀧 三 郎

印 發 者 兼 刷 行 者 金 港 堂 書 籍 株 式 會 社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

右 社 長

代 表 者 原 亮 一 郎

東京市下谷區龍泉寺町四百十四番地

賣 捌 所 各 府 縣 下 特 約 販 賣 所

不 許 復 製



